
監査事務所検査結果事例集の公表

～監査事務所に対する期待～

日本公認会計士協会 各地域会
2018年10-12月

公認会計士・監査審査会
会長 廣本 敏郎

構 成

- 審査会の任務
- 審査会検査と事例集
- モニタリング結果からの所見
 - 基本動作の再構築
 - 崇高な使命感と旺盛な責任感
- 結び

審査会の任務

公認会計士・監査審査会発足の経緯 ～公認会計士法の改正の概要～

金融審議会公認会計士制度部会は、平成13年10月以降、公認会計士監査制度のあり方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境の下にある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われた。

同部会による報告では、市場の機能が十分に発揮されるためには、内部監査や監査役（監査委員会）監査

審査会発足の経緯(続)

と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレートガバナンスの充実・強化と共に、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠であるとの基本認識のもと、…などが提言された。

本報告を踏まえ…平成15年5月に改正公認会計士法が成立、平成16年4月に金融庁に従前の公認会計士審査会を改組・拡充して「公認会計士・監査審査会」が設置された。

(『公認会計士・監査審査会の活動状況』平成17年12月)

会計不正問題に対する米国政府の対応等

2001年の米エンロンの破綻に始まった一連の不正会計問題を解決するため、米国政府はただちに一連の対策を講じた。

これを契機に、監査の質の確保・向上のために世界各国で監査業界から独立した監査監督機関が設立されることとなったが、我が国でも、2004(平成16)年4月、公認会計士・監査審査会が発足した。

市場経済の健全な発展に寄与すること

- エンロン事件に対する米国政府の対応

- 米大統領の10ポイントプラン

- 米大統領メッセージ

- 参考文献：百合野正博『会計監査本質論』森山書店、2016年

- 我が国公認会計士法

- 公認会計士の使命と職責

公認会計士の使命と職責

(公認会計士の使命)

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

(公認会計士の職責)

公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

(『公認会計士法』第1条、第1条の2)

審査会発足時の会長記者会見

- ご承知のとおり、国際的に監査体制の信頼性及び質の向上が強く求められているところでありまして、そうした中で昨年5月に公認会計士法の改正が行われ、監査法人などの監督体制の充実・強化等の観点から、これまでの公認会計士審査会を改組し、体制の充実・強化が行われ、当公認会計士・監査審査会が設置されたわけであります。
 - 特に最近、公認会計士の監査の信頼性に対する疑念あるいは企業の財務状況を表す財務諸表の信頼性に対する疑念を示すような事態が出て…（続く）

審査会発足時の会長記者会見（続）

きているわけですが、これは社会の変化、それから社会の変化から出てくる社会あるいは企業のニーズと現在の公認会計士制度あるいは公認会計士の仕事との間の乖離によるものであり、現代社会に共通の事柄だろうと思います。

- 審査会は、こうした乖離を埋める、重要な役割を果たす機関だと認識しております。この任務を果たすことが公認会計士の仕事の信頼性を深め、…企業の財務情報の信頼性を高め、そのことが産業、日本経済の信頼性を高めることに繋がっていくだろうと、我々に与えられた任務を粛々と、と申し上げたのはそういう趣旨で申し上げたわけでございます。

審査会検査と事例集

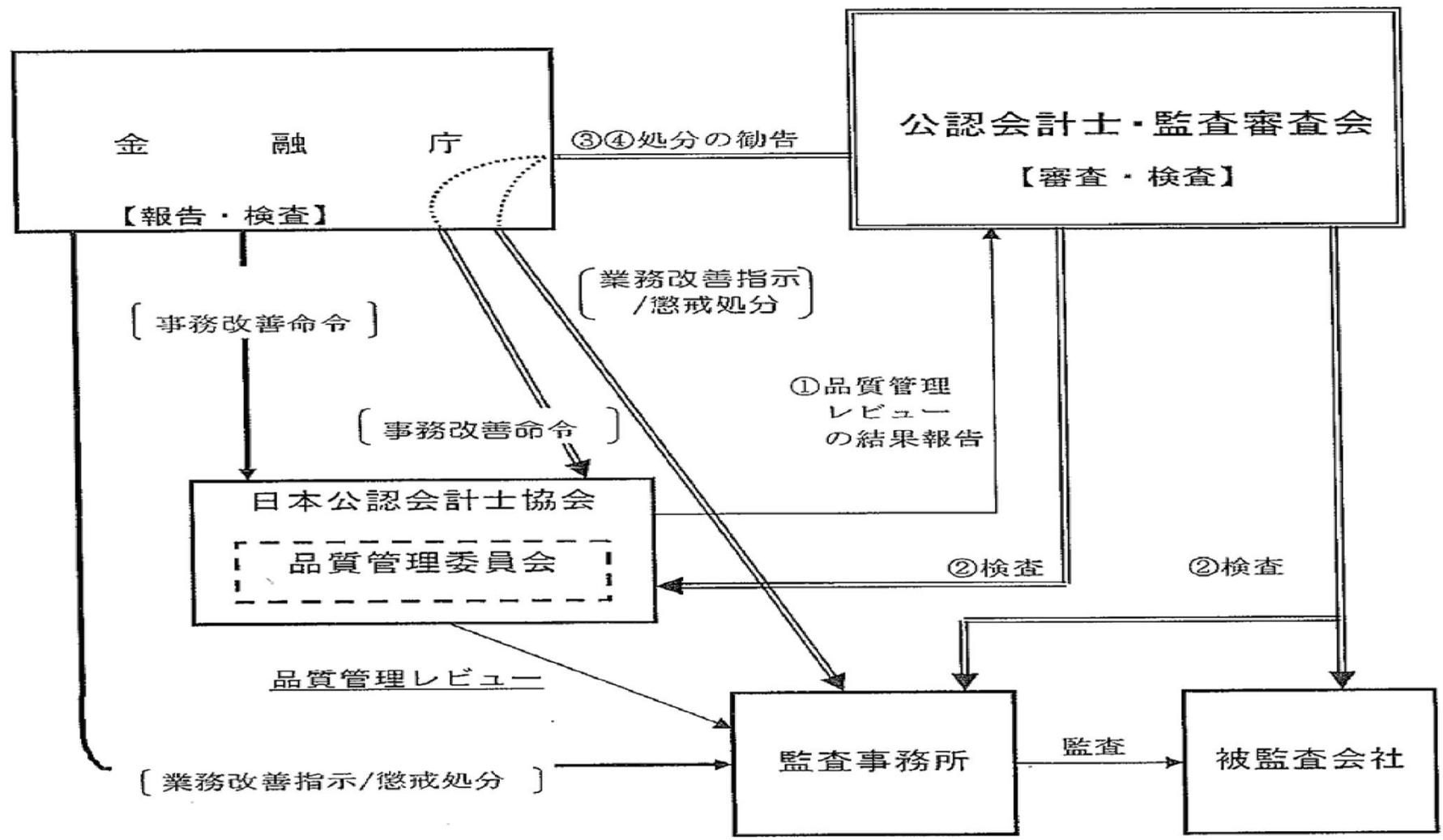
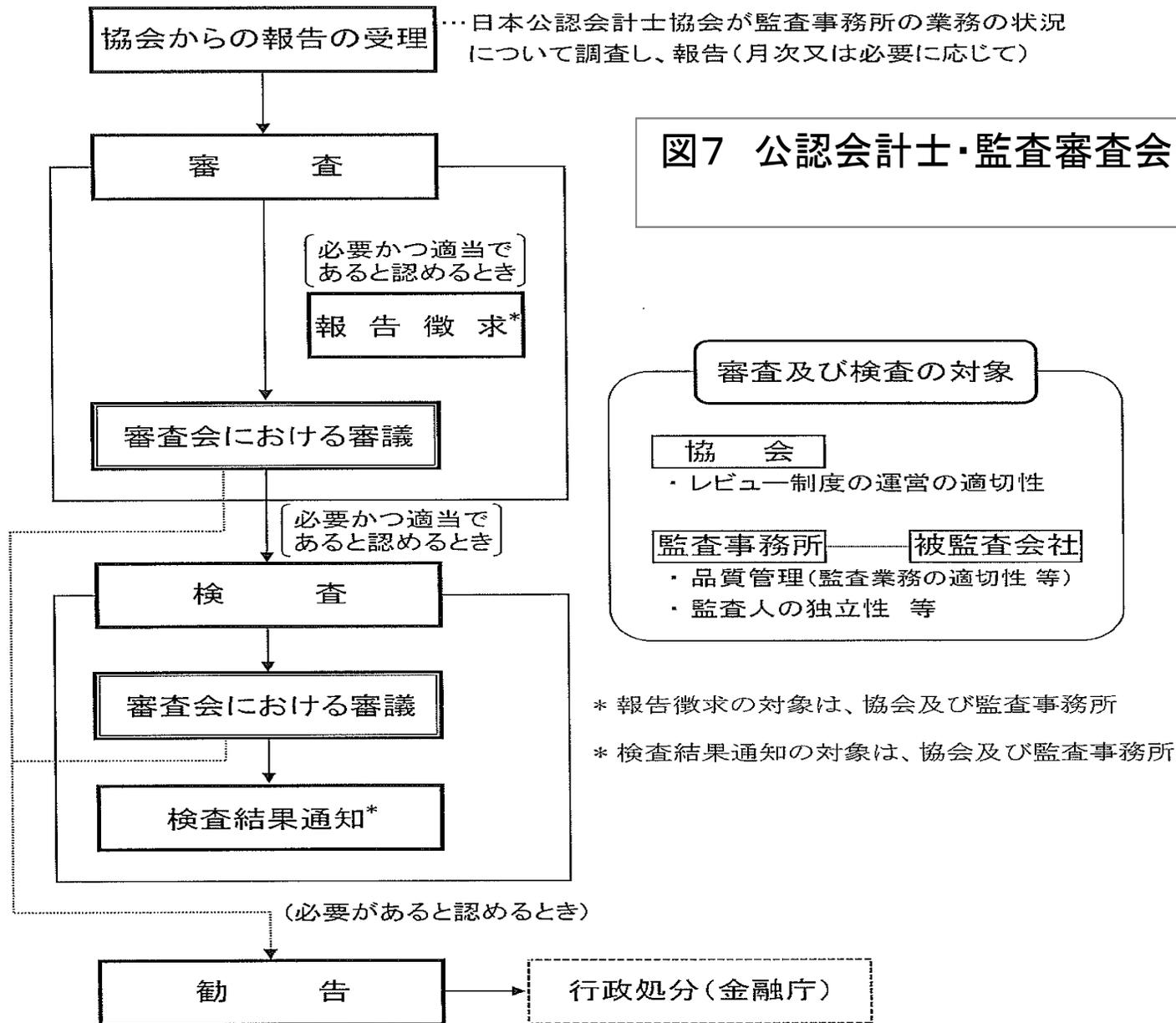


図6 協会の品質管理レビューと審査会の審査及び検査の関係
 (『公認会計士・監査審査会の活動状況(平成16事務年度)』平成17年12月、17頁)



審査会第1期の検査

～『公認会計士・監査審査会の活動状況』平成22年5月～

第1期（2004～2006年度）の実績

- **検査の実施**
 - 協会に対して
 - 4大監査法人に対して
 - 中小監査事務所に対して
- **結果の評価**
 - 品質管理レビューは相当に適正化された。
 - 4大監査法人における監査の品質管理体制の整備がなされた。
- 大規模監査法人に対してはフォローアップ検査も実施し、前回指摘した改善事項の改善状況、その定着、及び新たな環境に対する対応についても確認した。
- 中小規模監査事務所の品質管理体制は、監査資源の不十分さもあり、必ずしも十分に促進されたとは言えなかった。

審査会第2期の検査

～『公認会計士・監査審査会の活動状況』平成22年5月～

第2期（2007～2009年度）の実績

・検査の実施

- － 検査未実施の中小事務所の中からいくつかをリスクベースで選定、検査を実施

・検査の評価

- － 品質管理体制が整備され、個別監査業務の品質向上が図られているが、中小監査事務所においては、その実施及び個別業務の品質は未だ不十分な点が多々見られる。

・事例集の公表

- － 監査事務所、特に中小監査事務所の品質管理体制及び個別監査業務の品質の自主的整備を促進する観点から、検査において改善を要する事項として指摘した事例を取りまとめ、事例集として公表し、各監査事務所が自ら品質の管理態勢を点検し、発見された不備を改善できるようにした。

事例集の公表

- 審査会は、事例集の作成・公表以前から、監査事務所に対する検査結果の概要を公表してきた。
 - 「4大監査法人の監査の品質管理について」（平成18年6月）
 - 「小規模監査事務所の監査の品質管理について」（平成18年11月）
 - 「中小規模監査事務所の監査の品質管理について」（平成19年3月）
 - 「3大監査法人の業務改善状況について」（平成19年6月）
- 平成20年2月に『監査の品質管理に関する検査指摘事例集』を公表し、以来、毎年、改善を重ねながら『事例集』を公表している。
 - 審査会による検査における主な指摘事例を具体的に紹介することにより、個人事務所を含めた監査事務所による監査の質の維持・向上を図るための自主的な取組みを促し、監査の信頼確保及び証券市場の透明性を確保し、公益に資することを目的としている。
(平成20年2月版、平成21年6月版)

『監査事務所検査結果事例集』（平成24年8月）

- 平成24年8月公表の事例集では、
 - 「監査の品質の維持・向上に向けた自主的な取組みの促進」に加えて、
 - 「審査会としての期待水準の提示」及び「上場会社等の取締役・監査役や一般投資家等の市場関係者に対する参考情報の提供」という観点から、
 - 全体を「品質管理編」と「個別監査業務編」とに区分した上で、次のように変更した。
 - 「品質管理編」では、項目毎に「検査における着眼点」「検査結果の概要」「監査事務所に求められる対応」を記載した上で、指摘事例を具体的に紹介。
 - 「個別監査業務編」では、まず全体の「概要」を記載。次に、項目毎に「着眼点」と「求められる対応」を記載した上で、指摘事例を具体的に紹介。更に必要に応じて、「監査手続を実施する際の留意点」を付記。

『監査事務所検査結果事例集』 (平成25年7月)

- 本事例集では、前年度事例集の構成を引き継ぐと共に、次のように、根本原因分析を強調
 - 審査会としては、各監査事務所において、事例集に掲載されている指摘事例やその発生原因等を参考として、自らの監査事務所における品質管理のシステムについて点検するとともに、品質管理のシステムに不備事項が発見された場合には、当該不備事項の改善に止まらず、その根本的な発生原因を究明し、当該発生原因の改善に取り組むことを期待している。
 - 品質管理のシステムの不備については、最高経営責任者や品質管理担当責任者等の責任が一次的には問われるものの、… (続く)

『監査事務所検査結果事例集』 (続)

その根本的・本質的な原因としては、業務の運営方針や業務管理体制といった監査事務所の組織上の問題が多く見られるところである。

- 監査事務所の各社員においては、品質管理のシステムの整備・運用は、最高経営責任者や品質管理担当責任者等が個人の責任のみで取り組むべき問題ではなく、監査事務所の経営責任を負う社員全員で取り組むべき業務運営上の課題であることを念頭に、品質管理のシステムの不備につながる業務運営上の要因を特定した上で、その改善に組織的に対処することが求められる。

平成24～25年以降の審査会モニタリング

- 審査会としての期待水準の提示
 - 「検査における着眼点」「結果概要」「監査事務所に求められる対応」「留意点」などを記載し、自主的な取組みの実効性向上を期待
 - 加えて根本原因分析を強調し、更に実効性向上を期待
- 上場会社等の取締役・監査役や一般投資家等の市場関係者に対する参考情報の提供
 - 経営者・監査役、その他市場関係者と有効かつ活発なコミュニケーションを期待

金融庁長官の寄稿文（平成27年4月）

- 適正な財務情報の開示について、作成者である企業経営者に一義的な責任があるものの、公認会計士監査の役割はきわめて重大である。
- 公認会計士・監査審査会による監査法人に対する近時の検査においては、検査で不備等が発見された場合には、対象法人に有効な改善を促すために、当該不備の発生した監査法人における根本的な原因（root cause）の究明に重点を置いている。

金融庁長官の寄稿文（続）

- その結果、特に、中小の監査法人において、十分な監査リソースを有しないままに、新規の監査契約を積極的に受嘱することにより監査の品質管理のシステムに重大な不備が生じているなど、ビジネスモデルやガバナンスに根本的な原因があるケースが多く見られており、検査等においては、ビジネスモデル等の把握に努めている。

（金融庁長官・細溝清史「企業会計・監査をめぐる最近の動向」
会計・監査ジャーナル、2015年4月号より）

モニタリング結果からの所見

監査事務所に求められること

- **基本動作の再構築**
 - 現行監査基準が求める水準
 - 監査のあり方、考え方が変化している！
- **崇高な使命感と旺盛な責任感**
 - 我が国先達たちの思い

基本動作の再構築

現行監査基準が求める水準

監査基準の相次ぐ改訂・新設

- 監査基準の公表 (昭和25年7月 企業会計基準審議会)
- 監査基準の主な改訂
 - 昭和31(1956)年改訂 (企業会計審議会、昭和32年 正規の財務諸表監査)
 - 昭和41(1966)年改訂
 - 平成3年(1991)改訂 (平成4年より監査基準委員会報告書公表)
 - 平成14年(2002)改訂 (リスクアプローチ本格導入)
 - 平成17年(2005)改訂 (リスクアプローチの徹底)
 - 監査に関する品質管理基準の新設
 - 平成21年(2009)改訂
 - 平成25年(2013)改訂 (監査役等との連携)
 - 監査における不正リスク対応基準の新設

平成16年審査会発足

基本動作の再構築

- (海上自衛隊で) 特殊部隊を目指すような者は大抵、小さな頃から本格的にスポーツをやっている。… (しかし) 人は誰でも、知識や自分の身体の動きに関して、思い込みや自己流による癖のようなものが少なからずある。特殊部隊員に選ばれるような身体能力があったとしても、積み木に例えれば、きれいに積まれていない部分がない部分がある。それがあると更に新たな積み木、つまり、知識や能力を積んでいくときの障害になる。だから、すべてをゼロベースにして、正しくきれいに基礎を固めてもらおうとした。
- 組織や一般の社会人の方に関しても、自分たちのオペレーションや知識について、基礎から正しく積み木が積んであるかを確認することは、すこぶる重要である。

(伊藤祐靖「基礎の再構築は組織も人も確実に強くする」
週刊東洋経済、2017年9月2日号)

平成14年改訂の意義 ～「改訂基準の性格」について～

- 近年、資本市場や企業活動の国際化、企業が採用する情報技術の高度化、さらに、連結財務諸表原則の改訂を初めとする会計基準の改訂や新設など、我が国における公認会計士監査を巡る環境は大きく変貌している。これらの動きに対応して、監査人個々人のみならず監査事務所などの組織としても監査の実施体制を充実し、さらに監査の質の管理と向上に注意を払う必要性が認識されているところであり、また、これらは国際的な動向とも歩調を合わせることが求められている。

平成14年改訂の意義(続)

- 一方、国民経済的な視点からは、市場経済が一層の進展を見せ、いわゆる投資者の自己責任原則が種々の方面で徹底されるようになるにつれ、企業が公表する財務情報の信頼性の確保について、従来とは比較できないほどに社会の期待と関心が高まっている。当然に、公認会計士監査に対しても、その充実が求められている。

平成14年改訂の意義(続)

- このような背景を踏まえ、今般の改訂では、単に我が国の公認会計士監査の最大公約数的な実務を基準化するという方針ではなく、将来にわたっての公認会計士監査の方向性を捉え、また、国際的にも遜色のない監査の水準を達成できるようにするための基準を設定することを目的としている。さらに、公認会計士監査に対する社会の種々の期待に可能な範囲で応えることも改訂基準の意図したところである。

一般基準の改訂

- 平成14年改訂では、「主な改訂点とその考え方」の中で、次のように一般基準にも言及されている。
 - 「近年の監査を巡る環境の変化は、従来の一般基準により監査人に求められていた専門的能力や実務経験、独立性、公正不偏性、注意義務などの要件を一層徹底させ、また、監査人の自主的かつ道義的な判断や行動に任せていた点を制度的に担保する方向へと動かすものとなっていることも事実である。それらの現代的な動向は従来の監査基準では必ずしも十分に反映されていなかったため、改訂基準は以下の点でこれらを改めることとした。

一般基準の改訂(続)

(5) 監査調書

- 企業の大規模化や企業活動の複雑化は、とりもなおさず監査人の膨大な作業と高度な判断を要求するが、それらの作業や判断の質を自らあるいは組織的に管理するためには、監査調書の作成が不可欠である。また、監査人は自らの責任を問われるような事態に対処し、説明責任を果たすためにも、監査計画の策定から意見の形成に至るまでの監査全体について、判断の過程も含めて記録を残すことを求めることとした。…

一般基準の改訂(続)

(6) 監査の質の管理

- 財務諸表の監査に携わる監査人に対して、自らの監査業務の質の確保に十全な注意を払うとともに、組織としても監査業務の質を担保するための管理の方針と手続を定め、更に、その実効性の確認までを求めることを明確にした。 監査業務の質の確保は、監査補助者の監督、他の監査人の監査結果の利用などに関しても同様に求められるものである。また、監査業務の質の確保には、新規に監査契約を締結する際における調査や前任監査人との引き継ぎ等も含まれる。

崇高な使命感と旺盛な責任感
我が国先達たちの思い

太田哲三先生の思い

- 会社の破綻は、勿論事業経営上の不手際に原因するものであるが、法定監査を受けている会社の場合には、公認会計士の監査が的確に行われていたかどうかが問題となる。
 - 公認会計士は、会社を破綻から防御する積極的能力を有するものではない。しかし経営の成果について正確に判断を下し、経営の方針をして致命的な方面に突進することを抑制す

太田哲三先生の思い（続）

るに有力な作用をするものである。監査報告書に付ける限定は、公認会計士の責任を解除することのみを意味するものではなく、これによって、当該会社の経営当事者は勿論であるが、広く利害関係者に警告して、内外より経営の健全化に導くことを趣旨としなければならない。

（太田哲三『近代会計側面誌』より）

等松農夫蔵先生の思い

「等松・青木監査法人の基本構想」

（「東京事務所報」創刊号、1969年11月22日）

- 一、当監査法人は、将来に対するヴィジョンを抱き、高遠な理想の上に結成された。
- 二、この理想を達成するためには、個我を脱却して大衆に附くの犠牲的精神が基本となっている。
- 三、結束と統一とは欠くことのできない絶対要件である。
- 四、努力研鑽を積むことは、生涯の努めである。
- 五、人間的信望を高めることが何よりも肝要である。
- 六、監査法人を全員の永遠の拠点ならしめることが終局的には監査法人の理想達成のための唯一の途である。

等松農夫蔵先生の思い(続)

- 二、この理想を達成するためには、個我を脱却して大衆に附く
の犠牲的精神が基本となっている。
 - 当法人の結成に当っては、各社員は目前にチラつく利害得失に捉われることなく、この理想に向って、相当の犠牲も覚悟して踏み切り、これに従った職員諸氏もまた同じ覚悟を固めたのである。まさにこれはメイフラワー船上の盟約にも譬うべきものである。監査法人を作らなければ、時代に取り残されるとか、クライアントを失うとか、そんな低俗なものが動機では決して在り得ないのである。

等松農夫蔵先生の思い(続)

- 三、 結束と統一とは欠くことのできない絶対要件である。
 - このような盟約の上に結ばれた同志は統一された固い結束をなすべきは当然のことである。固い結束とは、お互いの間に、共通目標の一致と、それに向っての積極的努力とがあり、長短相補い、手を携えて進歩向上を図ることである。意志の疎通によって不平不満を解消することである。
 - 他を陥れて自分だけ良い顔をするとか、他の欠陥を嘲笑うのみで是正向上させるだけの親切心のないような、浅ましい心情は一切なげうって、謙虚と協力の基本精神が、恒に横溢していなければならない。僻みとか、妬みとか、捨鉢とか、諦めとかいうような、しみったれ根性は一切かなぐり捨てることが肝心である。

等松農夫蔵先生の思い(続)

- 四、努力研鑽を積むことは、生涯の努めである。
 - 公認会計士には、その専門業務がある。その専門業務は社会環境と経済情勢の推移とに伴って、瞬時も止めることなく進化して行く。従って、公認会計士の知識技能はこの進化に遅れることは許されない。むしろ、これに魁けて指導的立場に立たなければならない。そのためには、常時社会の実態を把握認識し、単に会計経理とか、監査技術とかの専門部門に止まらず、更に更に広く学び、かつ知ることが必要である。当監査法人としては、この面に充分意を用いなければならない。

等松農夫蔵先生の思い(続)

- 五、人間的信望を高めることが何よりも肝要である。
 - 公認会計士の最終の価値判断は、その人格とか、人間性にある。勿論、専門的知識技能は絶対的要件ではあるが、それだけでは公認会計士に対する評価は決して高くない。この人間形成を如何にして達成するか、しかも、それを集団として、それは社員とは言わず、職員と言わず、会社自ら心掛けることであるが、監査法人内部の環境なり雰囲気なりが、この目標に向かって造り上げられることが大切である。そして全員がその環境や雰囲気に浸りながら努力修練する以外にはない。

結 び

知っているのにできない現実

- よく「そんなことは言われなくても分かっている」と言う人がいる。しかし、私の経験から言えば、そういう人に限って、当然なすべきことができないのである。
 - 私は、世の中でいちばん難しいことは、誰でも分かっている、誰でもやればできることを、間違いなくやり通すことだと思う。平易なことを間違いなくやり通すのは難しいことである。難しいことだから根気がいる。それを指導する方はもっと根気がいる。
 - いわば私は、それを四十数年間、ねばり強く、繰り返し繰り返し言い続けてきたのである。同時に、私自身

知っているのにできない現実

も、自分の最善を尽くしてやった仕事に対して、謙虚に反省、検討を繰り返してきた。

- もし、私に「松下電器の発展の理由」を問われるならば、躊躇なくこう答える。
 - それは、誰もが分かっている、誰もができることを、経営の基本方針に沿って間違いなくやり通すように、全員が最善を尽くしてきたことである、と。

(高橋荒太郎『語り継ぐ松下経営』PHP研究所、2008年より)

やるべきことをやる勇気

- 落ちているゴミを見つけたら、拾わなければなりません。無視して通り過ぎた後で、「実は気付いていたんだ」と言ってもだめ。やるべきことが分かっているなら、大事なのは実行することです。やるべきだと確信したなら、周囲との軋轢を恐れずに実行すべきだということなのです。
 - しかし、多くの企業では、過剰な忖度が働くのか、見て見ぬふりをする人が増えているのではないのでしょうか。自分が行動すると上司の顔をつぶすとか、誰かを傷つけるとか考えてしまうのかもしれない。こうした意識が、昨今の様々な不祥事の原因になっている

やるべきことをやる勇気（続）

ように思います。問題に気付いたのなら、「それはおかしい」「こうすべきだ」と発言し、前向きに解決できる人材こそが、企業にとっては重要です。

- 「知行合一」という言葉があります。知識だけでは不十分で、重要なのは行動だという教えです。悪いものを取り除くだけがゴミ拾いではありません。周囲を気にせず、善きことを堂々とやれば良いのです。

『日経ビジネス』2018年3月26日号、1頁。
有訓無訓（児玉ゲンゼ副社長）